

法律（健康増進法）の改正により、 受動喫煙防止対策を講じることが 義務付けられます。（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和元年7月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が施行されます。

法律で「第一種施設」と区分される施設を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、施設に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

（概要は3ページ、4ページを御覧ください。）

子ども、病気の方等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底することとされています。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



京都市
CITY OF KYOTO

京都市保健所

1 法律で「第一種施設」と区分される施設

(1) 学校（※）

幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，大学（専ら大学院の用途に供する施設を除く），専修学校，各種学校，養成施設（理容師，理学療法士等）等

(2) 病院等

「医療法」に規定する病院，診療所，助産所

(3) 薬局

「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する薬局

(4) 介護老人保健施設等

「介護保険法」に規定する介護老人保健施設，介護医療院

(5) 各種施術所

施術所（あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう）の用途に供する施設

(6) 児童福祉法に規定する各種施設（※）

保育所，児童館，障害児通所施設，母子生活支援施設，認可外保育施設等

(7) 認定こども園

「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する認定こども園

※ 詳細については，4ページに記載しています京都市ホームページ「受動喫煙を防止しましょう」にある「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（厚生労働省通知）」を御覧ください。

② 法律で定められていること

- **令和元年7月1日** から、

屋内 は「禁煙」、

敷地内（屋外） は「原則として禁煙」

としなければなりません。

「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」を指します。これに該当しない場所については、「屋外」と扱います。

- 「加熱式たばこ」についても同じ取扱いです。
- 喫煙が禁止されている場所に、灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態で設置してはいけません。
- 敷地内については、一部を喫煙場所とすることができますが、以下3つのことを必ず守らなければなりません。

なお、敷地内の一部を喫煙場所とすることができる制度が設けられていますが、喫煙場所の設置を推奨しているものではありません。
「原則として敷地内は禁煙である」ことを、十分に御留意願います。

- (1) 例えばパーテーションにより、喫煙場所と喫煙場所でない場所が、明確にわかるように区画されていること。
- (2) 喫煙場所であることを記載した標識をわかりやすく掲示すること。
- (3) 例えば建物の裏や屋上といった、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。



掲示標識の一例

※掲示標識については
京都市ホームページ
「受動喫煙を防止し
ましょう」からダウン
ロードすることがで
きます。



区画及び掲示の一例

※施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置

- 「第一種施設」と区分される場所に、「第一種施設」以外に区分される場所（例：「飲食店などの第二種施設」）がある場合は、「第一種施設」以外に区分される場所」についても、「第一種施設」と取り扱われます。
- 「人の居住の用に供する場所（例：診療所における自宅部分）」等については、法律の規制は及びません（なお、病院や介護老人保健施設等の個室は、治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しません。）。

③ 法律違反には指導や命令を行い、改善が見られない場合は罰則が適用されることがあります

- 違反事案に対しては、法律に基づき、管理権原者等に対して、立入検査、指導や助言、勧告や命令等を行う場合があります。
- 命令等を行っても改善が見られない場合等は、罰則（過料）が適用される場合があります。

④ 受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口

- 京都市では、受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口を設置しています。御不明な点は、以下までお問い合わせください。

【電話】 075-222-3017

（おかけ間違いにご注意ください。）

【FAX】 075-222-3347

【時間】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く。） 午前10時～午後5時

ホームページも御覧ください

厚生労働省ホームページ
「なくそう！望まない受動喫煙」



京都市ホームページ
「受動喫煙を防止しましょう」

